



熊本県公報

号外 第 3 3 号
平成 25 年 9 月 2 日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

公 告

- 保安林内の皆伐面積の限度の公表…………… (森林保全課) 1
- 平成25年度後期技能検定の実施…………… (産業人材育成課) 2

公 告

熊本県公告第 4 8 3 号の 2

森林法施行令(昭和 2 6 年政令第 2 7 6 号)第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 2 5 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 3 回分としての森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 3 4 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
平成 2 5 年 9 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	6 2 7 . 2 7
	菊池川土砂流出防備保安林	1 1 6 . 9 5
	菊池川干害防備保安林	0 . 5 6
	菊池川保健保安林	3 0 . 2 2
	阿蘇地区水源かん養保安林	6 4 5 . 9 2
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	3 7 . 0 7
	阿蘇地区保健保安林	2 0 . 9 0
	小国地区水源かん養保安林	6 5 . 6 9
	小国地区土砂流出防備保安林	2 4 . 8 7
	大野川水源かん養保安林	5 4 . 6 9
	大野川土砂流出防備保安林	1 0 . 4 9
	緑川水源かん養保安林	7 3 7 . 6 2
	緑川土砂流出防備保安林	9 1 . 6 8
	緑川干害防備保安林	1 . 8 8
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	1 1 . 5 0
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	7 . 6 0
球磨川地域森林計画区	宇城地区水源かん養保安林	2 0 6 . 3 0
	宇城地区土砂流出防備保安林	1 4 . 5 6
	氷川・五家荘地区水源かん養保安林	1、1 0 4 . 5 2
	氷川・五家荘地区土砂流出防備保安林	2 8 . 1 4
	氷川・五家荘地区保健保安林	3 . 4 4
	城南地区水源かん養保安林	4 0 8 . 4 3
	城南地区土砂流出防備保安林	9 8 . 1 7
	球磨地区水源かん養保安林	3、9 4 4 . 1 4
	球磨地区土砂流出防備保安林	4 9 9 . 8 8
天草地域森林計画区	球磨地区落石防止保安林	0 . 2 8
	球磨地区防風保安林	0 . 8 0
	球磨地区保健保安林	5 9 . 3 0
	天草地区水源かん養保安林	3 7 6 . 8 1
	天草地区土砂流出防備保安林	1 4 1 . 9 2
	天草地区保健保安林	6 2 . 1 0

熊本県公告第 4 8 3 号の 3

職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）第 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 5 年度後期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成 2 5 年 9 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施職種

(1) 特級

金属熱処理、金属プレス加工、機械保全、プリント配線板製造、婦人子供服製造、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、空気圧装置組立て、プラスチック成形、放電加工、機械検査、電気機器組立て、建設機械整備、パン製造、金型製作、ダイカスト及び半導体製品製造

(2) 1 級及び 2 級

機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図 C A D 作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、義肢・装具製作（装具製作作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

(3) 3 級

造園（造園作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業）及び機械・プラント製図（機械製図 C A D 作業）

(4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料 1 6, 5 0 0 円（職業能力開発促進法第 1 5 条の 6 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設又は同法第 2 7 条第 1 項に規定する職業能力開発総期合高等学校において職業訓練を受けている者（短期過程の普通職業訓練又は専門短期過程若しくは応用短期過程の高度職業訓練を受けている者（以下「短期過程等訓練生」という。）を除く。）、同法第 2 5 条の職業訓練施設において職業訓練を受けている者（短期過程等訓練生及び就職している者を除く。）、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条の高等学校、中等教育学校（同法第 6 6 条の後期過程に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第 1 2 4 条の専修学校又は同法第 1 3 4 条第 1 項の各種学校に在学している者その他知事が認める者が 3 級を受検する場合にあっては、1 1, 0 0 0 円）

イ 実施期日

実技試験は、平成 2 5 年 1 2 月 4 日から平成 2 6 年 2 月 1 6 日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日に熊本県職業能力開発協会から公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3, 1 0 0 円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
1 級及 び 2 級	機械検査、婦人子供服製造、菓子製造、配管、 型枠施工及びガラス施工	平成 2 6 年 1 月 2 6 日
3 級	電気機器組立て及び内燃機関組立て	

特級	金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、ダイキャスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形	平成 26 年 2 月 2 日
1 級及び 2 級	農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、厨房設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工及び機械・プラント製図	
3 級	造園、機械加工及び機械・プラント製図	
単一等級	バルコニー施工	
1 級及び 2 級	舞台機構調整	平成 26 年 2 月 5 日
1 級及び 2 級	機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、塗装及び義肢・装具製作	平成 26 年 2 月 9 日
3 級	機械検査、和裁、建築大工及びテクニカルイラストレーション	
単一等級	樹脂接着剤注入施工	

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書を(2)の提出先に提出すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会
上益城郡益城町田原 2081 番 10 号電子応用機械技術研究所内
電話 096-285-5818

(3) 受付期間

平成 25 年 10 月 7 日から平成 25 年 10 月 18 日まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を記入し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、平成 25 年 10 月 18 日までの消印のあるもの限り受け付ける。

ウ イの場合において、実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格発表

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成 26 年 3 月 14 日以降に書面で通知する。

(2) 技能検定の合格者の受検番号は、平成 26 年 3 月 14 日に熊本県庁行政棟本館 1 階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて名簿を掲示及び記載する。

(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、特級、1 級及び単一等級については厚生労働大臣の合格証書、2 級及び 3 級については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から特級技能士章、1 級技能士章、単一等級技能士章、2 級技能士章又は 3 級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。